

平成28年度 総合教育会議

1. 日 時

平成29年2月22日(水) 午前10時～正午

2. 場 所

市役所7階 行政委員会室

3. 会議出席者

島田市長、和田教育長、澤田委員、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名者

島田市長、和田教育長

5. 事務局出席者

小林総合政策部長、中尾教育推進部長、西田教育推進部理事、橋本生涯学習部長、島田政策企画課長、早川政策企画課参事、藤林教育総務課長、森本教育指導課長、大谷教育総務課長補佐、尾西政策企画課長補佐、山崎教育総務課主幹、西川政策企画課主査

6. 会議要録

(1) 開 会

【事務局】

定刻となりましたので、平成28年度総合教育会議を開催いたします。

(2) 議 事

【事務局】

本日の会議資料につきましては、お手元の「平成28年度総合教育会議 資料一覧」にてご確認をお願いいたします。

(事務局で資料一覧を読み上げ)

運営規則に基づき、会議の司会を総合政策部長をお願いいたします。

【小林総合政策部長】

総合政策部長の小林です。これより本会議の司会進行を務めさせていただきます

ます。よろしくお願いいたします。

本会議は、運営規則に基づき公開するものとしておりますが、本日傍聴希望者はございませんのでご報告いたします。

それでは、議事に先立ちまして島田市長よりご挨拶いたします。

【島田市長】

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。平成28年度総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年8月、市民の皆さんからのご信任を受け、市長に就任いたしましたから、早速9月に嘉名委員、また、新しく藤本委員、尾上委員を任命させていただきました。

教育長をはじめ、各委員におかれましては、教育委員会議での審議をはじめ、各学校へのご訪問など、積極的にご活動いただいているとお聞きしております。日頃より本市教育行政にご尽力をいただいておりますことに対し、この場をお借りし、改めて厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本会議の議案の一つといたしまして教育大綱がございますが、この大綱につきましては、本年度より新たにスタートいたしました、第5次総合計画の基本目標の一つであります「育み、学び、思いやり」の質の高いまちづくりのための分野別政策におきましても、関連する個別計画として位置づけられているものでございます。

現在の本市の教育大綱につきましては、昨年4月、芝田前市長のもとでの総合教育会議での協議により、策定されたとお聞きしております。

今後におきましても、第5次総合計画における、本市のめざす将来都市像「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」の実現に向けて、この教育大綱のもと、教育委員会とともに教育行政を推進してまいりたいと考えております。

本日は、大綱が定める基本理念や、本市教育が目指す姿から『どのような子どもを育てていくか』などについて、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただき、今後のより良いまちづくりに活かしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【小林総合政策部長】

続きまして、教育長及び教育委員の皆様よりご挨拶をいただきます。

【和田教育長】

おはようございます、教育長の和田です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

平成28年度からの本市の教育行政では、新しく大きな流れが2つ出来たものと考えています。

1つ目が、新たにスタートした第5次総合計画の基本目標の一つとして『『育み、学び、思いやり』の質の高いまちづくり』が位置づけられたことです。まちづくりの根幹に「人づくり」が据えられ、教育委員会としましても、よりよいまちづくりをめざし、取組みを進めていくよう決意を新たにしたところです。

2つ目が、教育大綱の策定です。平成27年度より新教育委員会制度が始まり、大阪府内でも未だに新制度に移行した市町村が多くない中、本市は平成27年4月という一番早い時期に移行した自治体として、総合教育会議で協議を重ね、新たな方針の策定がなされたところです。

新制度については、本市を含めてどの自治体も試行錯誤で運営している状況だと聞いており、今後、他の自治体の運営から学ぶ部分も大きいのではないかと考えています。

市長とともに、新制度のもと、これからの本市の教育行政を創っていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

【澤田委員】

おはようございます、教育委員の澤田です。

本日は、島田市長との初めての総合教育会議となります。会議の趣旨や教育大綱のもと、市長とともに教育の理念や方針を協議し、共通の理解をもって市長部局と連携して、教育行政を効果的に進めていきたいと考えます。本日はよろしくお願いいたします。

【嘉名委員】

おはようございます、教育委員の嘉名です。

現在勤務している大学では、先週から卒業論文、修士論文の発表時期を迎えています。学生が取り上げる学校関係の研究テーマを見ていますと、これまで校舎のプランに関する研究が多かったのですが、最近は、建築や交通安全を学校でどのように教えているか、また、学校の余裕教室を利用して活動している豊中市の公民分館制度に着目し、地域と学校との関わりを研究対象とするケースも見受けられるようになり、教育に関する関心がより幅広いものになっている

と感じています。

本市の教育にとって、よりよい議論を進めていきたいと考えます。本日はよろしく申し上げます。

【藤本委員】

おはようございます、教育委員の藤本です。

今年度より教育大綱が策定されたところ、10月に教育委員へ就任することとなり、改めて大綱を読ませていただき、本市の教育において意義あるものと感じているところです。

これまでも市内で教育に関する仕事に就いていましたが、これからは教育委員の立場から、教育行政の一助を担っていくことができると考えています。よろしく申し上げます。

【尾上委員】

おはようございます。10月より教育委員に就任しました尾上です。

就任後、改めて教育大綱を読ませていただくとともに、各学校を訪問させていただいています。教職員から直接お話を聞き、教育委員会議での審議を通じて、教育行政に対する理解を深めつつあるところです。本日は意義ある議論ができればと考えております。よろしく申し上げます。

【小林総合政策部長】

ありがとうございました。

本日会議に出席しております事務局を紹介いたします。

(事務局職員を紹介)

以上でございます。

河内長野市教育大綱について

【小林総合政策部長】

では、次第2、議事(1)「河内長野市教育大綱について」に進みます。

先ほどの市長からのご挨拶の中で、昨年度に本会議にて協議し、本年度4月に策定いたしました、お手元の資料3「河内長野市教育大綱」に基づき、引き続き本市の教育施策を進めていきたいとお話がありましたが、いかがでしょうか。

【澤田委員】

教育大綱は、以前より教育委員会が定めていた中期計画である「教育の鼓動」を基に、平成27年度の1年間をかけて前市長と教育委員会が協議を重ね、パブリックコメントを経て策定しました。

今年度の4月からは、この大綱の基本理念や方針に沿って教育行政を進めています。教育の継続性・安定性からもこの教育大綱を引き継いでいただけることは、子どもたちはもちろん、市民全体にとって非常に良いことだと思います。

【嘉名委員】

教育大綱は、「教育の鼓動」を基に1年間をかけて、皆さんとともにまとめてきたもので、教育委員会にとりましても大切なものであり、引き続き教育行政の推進の基礎となることはありがたく思います。

教育に対する市長と教育委員会の思いを結びつける中心に、教育大綱があればと思っています。我々としても頑張ってまいりたいと考えます。

【藤本委員】

私自身、教育大綱の策定には直接関わっていないのですが、教育大綱を読ませていただき、自身の考えにも響くところがあると感じています。市長と教育委員会とが連携し、この大綱によって教育行政を推進することは、とても意義深いことだと思います。

【尾上委員】

教育大綱の策定にあたりましては、パブリックコメントも実施され、市民の教育に対する思いが反映されたものだと思います。教育委員として、この教育大綱に基づき、市長とともに教育行政に携わってまいりたいと思います。

【島田市長】

ありがとうございます。

私自身、策定には直接関わっていないのですが、教育委員会や市民の思いが込められたこの大綱を引き継いでいきたいと考えており、今後の教育行政の推進にあたって、これに基づき進めていきたいと思っています。よろしく願います。

現在、市では、楠木正成・正行親子をテーマとした日本遺産の認定に向けて、他市町村と連携して取組みを進めており、新聞等でも取り上げていただいているところです。時代により人々が大切に思うことが変化する中、この教育大綱は、今の時代の教育の方向性に沿ったものであると思います。

近年、一層の国際化が進んでいますが、今後国の教育に関する方針が示されていく中で、グローバルに活躍できる人づくりについての本市の考え方についても整理していくことができればと思います。

【和田教育長】

ありがとうございます。国においても小学校からの英語教育の実施など、グローバル化への対応を見据えた指導要領の改正が考えられています。今後、そのような部分についても、協議を進めていけたらと考えます。

【小林総合政策部長】

では、平成28年4月に策定しました河内長野市教育大綱を基本方針として、本市の教育施策を推進するものとします。

輝く人づくりのための豊かな学びについて

【小林総合政策部長】

続きまして、議事(2)「輝く人づくりのための豊かな学びについて」に進みます。

先にご確認いただきました教育大綱では、「ふるさとのつながりによる豊かな学び 『輝く人づくりのために』」が基本理念となっております。

そこで、本市の教育行政の推進にあたりまして、この基本理念、及びめざす姿から「どのような子どもを育てていくか」をテーマとして、今後どのような取組みが望まれるかなどについて、意見交換を行っていただきたいと思います。

なお、教育大綱は、教育委員会が策定した「教育の鼓動」を基に策定されていることや、教育委員会において、この理念に基づき、教育に関わる様々な取組みを進めておりますことから、まず、教育大綱の基本理念とめざす姿やこれを実現するための教育委員会の取組みなどをご説明いただき、教育長に議事を整理いただきながら進めてまいりたいと考えますが、いかがでしょうか。

【島田市長】

教育大綱の基本理念に基づいた、教育委員会における取組みについて、お聞きできる良い機会だと思います。教育長、よろしくお願いいたします。

【和田教育長】

分かりました。よろしくお願いいたします。

【小林総合政策部長】

では、教育大綱の基本理念やめざす姿、教育委員会での取組みの概要について、ご説明をお願いいたします。

【藤林教育総務課長】

それでは、お手元の「資料4 河内長野市教育大綱 基本理念とめざす姿」により、教育大綱の基本理念やめざす姿、これを実現するための教育委員会における、教育への取組みについてご説明いたします。

「教育立市のまち河内長野」の基本理念といたしまして、「ふるさとのつながりによる豊かな学び～輝く人づくりのために～」を基本理念としていくところといたします。

教育・子育てにおいて人が果たす役割は大きく、また、家庭力・地域力・学校力を支えるのは人的資源です。そして、人々の心と行動によって教育立市は実現されるものと考えています。

教育は、家庭教育や学校教育で終わるのでなく、学ぶことの喜びによって笑顔あふれた人々が、さらに仲間の輪を広げ、繋げあい、地域の課題解決に向けて取り組む姿を築き上げていくものだと考えます。教育大綱では、子どもも大人もすべての市民が学びを通してつながり、学びをテーマに共同体を形成し、それぞれの立場で一生涯にわたって豊かに学び続けることができる「学びの里」を教育総合コミュニティとしています。そして、このコミュニティの推進にあたり、学校を地域の学びの核として活用するものとしています。

本市では、基本理念に基づき、教育総合コミュニティの構築をめざし、学校を中心として、学校教育、生涯学習の各施策を展開・推進するものです。

これまでの教育改革とその取組みについてですが、教育立市を宣言した

平成22年度から平成26年度までの5年間を第1期とし、コミュニティスクール制度の導入や小中一貫教育の導入、ふるさと学の開始、ICT環境整備等の教育文化の土俵の整備を進めてきた段階です。

第1期に続いて、次の5年間を第2期として、第1期の取組みを基礎にして、さらに発展させ、学校施設の有効活用や学校を核とした協働型教育社会の構築等の施策を推進し、教育総合コミュニティの構築を進め、教育文化の質的向上を図る段階としており、現在はこの段階にあります。ここまでが基本理念およびめざす姿の内容です。

この教育総合コミュニティを構築していくために、教育委員会としては、資料の「めざす姿」の下段にありますように、家庭・地域・学校のそれぞれの教育力が、それぞれの立場で責任を持ってバランスよく機能することが必要であると考えているところです。

家庭・地域・学校それぞれがベクトルを揃え同じ思いや教育観を持って取り組んでいくことが目指す姿の教育総合コミュニティを構築していくために重要で、資料の下段の～は、その教育観のイメージを表したものです。教育委員会はこの教育観を持ち、教育施策を展開しています。

説明は以上です。

【小林総合政策部長】

ありがとうございました。では、ご意見等をいただきたいと思います。ご意見の整理につきましては、教育長にお願いいたします。

【和田教育長】

教育大綱では、本市教育のめざす姿である「教育総合コミュニティ」が大きな柱となっています。教育委員会といたしましても、人々の文化に対する関心をより高めて、学びを通じ、地域の子どもと大人が互いに繋がりを広めていくコミュニティづくりの実現を目指しているところです。

国では、国立青少年教育振興機構が昨年5月に実施した「青少年の体験活動等に関する実態調査」にて、「自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富な子どもや、生活習慣が身についている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向がある。」との結果が示されています。

また、本市でも、子どもの学力向上と生活習慣とは深く関係があるものと考え、学校外での子どもの体験活動の充実についての必要性を重視しているところです。

そこで、今回は「どのような子どもを育てていくか」を考える場合に欠かすことのできない「家庭での教育力」と「地域での教育力」について、皆様のご意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【澤田委員】

子どもたちの健やかな成長のためには、学校での学びや体験だけでは不十分なところもあります。家庭や地域、学校の3者がバランスよく教育力を発揮し、子どもたちの学ぶ力を育成していく必要があると思ひます。

平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査で、正答率が高い傾向にある都道府県では、家庭や地域が学校と一体となって学習に取り組む風土があると聞いています。社会で活躍する人材の育成のためには、子ども時代に身に着けた学力が基礎になると思ひます。一朝一夕で実現するものではありませんが、そのための土壌づくりを進めていくことが大切だと思ひます。

【嘉名委員】

知識や技能は、学校のカリキュラムの中である程度高めることができると思ひますが、子ども自身が、それらを使って何を成し遂げたいのか、自分は世界でどのように活躍していきたいのかを、自ら考えていけるようになることが重要です。また、子どもの育成にあたって、家庭では補いきれないところは地域が力を発揮するなど、それぞれが役割を担っていくことが大切だと思ひます。

本市では学校運営協議会制度を導入していますが、学校運営に地域が参加することで、地域の子どものに地域の大人が意識を向ける流れができてきていると感じます。少子化が進む中、地域・家庭・学校をうまく繋げて、子どもたちを育成していく必要があると思ひます。

【和田教育長】

現在、府下で学校運営協議会制度を導入しているのは本市のみですが、国ではこの制度を重要視し、学校に必置とする考えもあると聞きます。

本市においては、地域に対して、学校とは単なる連携に終わるのではなく、地域としての責任感を持って子どもたちの育成に携わっていただきたいとお願ひしているところです。

【藤本委員】

昔のいわゆる「学校が荒れていた時代」には、保護者が入学後の子どもを心配し、私学に進学させる風潮もあったと聞きますが、最近は学校運営協議会制度の導入もあり、世代や垣根を越えたつながりの中で、学校と地域がともに子どもを育てているという雰囲気を感じます。

【和田教育長】

学校が本来果たすべき、学力向上に向けて重点的に取り組んでいけるよう、教育環境づくりに地域の力を借りていきたいと考えます。

【尾上委員】

「学校が荒れている時代」に学生生活を送ったのですが、今の学校は地域と繋がっていることを強く感じます。地区の福祉委員に就いていた際にも、お年寄りと子どもと一緒に食事をするなど、地域のつながりを深める良い取り組みがありました。

一方、学校外の子ども同士のコミュニケーションとして、例えば、塾の授業後に一緒に自主勉強に取り組んでいる等も聞いたことがあります。また、親も「親学」について互いに議論を深めていく場があるなど、子どもたちを取り巻く環境は、昔と比べて大きく変化しているのを実感しています。

【島田市長】

子どもたちの一日の生活サイクルでは、家庭から学校に向かい、そこから習いごとや塾に向かうケースも多いと思います。公立学校での教育は、指導要領に基づき、全体的・平均的に理解を深める方向性を持ったものだと思いますが、子どもたちがそれぞれ持つ得意分野を特に伸ばしていくことも大切だと思います。

義務教育の枠組みの中では、なかなか実現が困難だと思いますが、現在は習いごとや塾が、実質的にその役割を担っているように思います。ただ、無償ではないため、家庭の状況によっては、そのような機会を得られない子どもも居るものと思います。

教育をはじめとして市政全般を預かる立場として、少子化が進む中、まちづくりの視点からも様々な対策を考えていく必要があると感じています。減少傾向にある本市の人口を増加させるためにも、今後、子育て世代の転入を促していくことが重要であり、そのために教育施策に力を入れていくことも

有効ではないかと考えています。

【和田教育長】

最近は、義務教育でも、子どもそれぞれの習熟度にあわせて、クラス分けして授業を実施することも可能になってきました。そのため、指導を担当する教員の人数を増やす必要があるのですが、実際には十分に配置することができないため、地域の力を借りてこれを補う取組みも進んでいます。

子どもの学力を伸ばすための塾と公教育との連携については、国でも議論されているところであり、他の自治体でも、公費を投入し、塾の先生が学校で教える取組みを進めているところも見受けます。本市では放課後に地域の人子どもに勉強を教える等の取組みを進めており、教職員の世代交代により若い先生が増えつつある中、新しい学校の指導体制づくりの時期に来ているとも感じます。

【島田市長】

例えば、市外からの子育て世代が子どもの学力向上を求めているなら、そこに重点を置くモデル校を設置して力を注ぐのも、人口増加のための方策の一つではないかと思えます。

【澤田委員】

私学の経営に関わっている立場から考えますと、小学校から学力向上に重点を置きすぎた教育を進めると、学力をより重視する私立中学校に進学するケースが増えるのではないかと考えます。

まちづくり、人づくりを考える中では、現在の習熟度別学習に力を入れるなどに取り組みつつ、公立学校としての良さを伸ばしていくのが良いのではないかと考えます。

【嘉名委員】

学力向上への取組みと進学の際の公私立の選択については、まちづくりの観点から、しっかりとした分析が必要だと思えます。住居の選択にあたっては、保護者の仕事も要因になると考えられます。一般的に引っ越しを考える際には、今の住居から半径5キロメートル以内で検討するケースが多いと聞くため、市外からの転入の増加に繋げるためには、十分な分析と戦略が重要だと思えます。また、本市は市域が広く、それぞれの地域が特徴を持つ多様

性が良さである一方、一律の施策展開が難しいという側面もあると思います。

【島田市長】

今後、まちづくりの方向性とともに、じっくりと議論を深めていかなければならないと考えます。よろしくをお願いします。

皆さん、様々なご意見ありがとうございました。教育長、ありがとうございました。では、そろそろ次の議題に移りたいと思います。

河内長野市いじめ防止等基本方針の策定について

【小林総合政策部長】

つづきまして、(3)「河内長野市いじめ防止等基本方針の策定について」に進みます。

本市では、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として、平成29年1月に、市いじめ防止基本方針を策定しました。

子どもの生命や身体の保護のためなどに緊急に講ずべき措置については、総合教育会議で協議すべき議題の一つとなっています。

本日は、この方針に基づく本市の取組みや、事案が発生した場合の体制等について確認しておきたいと思います。

まず、担当部署より本方針等について、説明をお願いします。

【森本教育指導課長】

それでは、お手元の「資料5 河内長野市いじめ防止等基本方針について」「資料6 いじめ防止対策について」により、いじめ防止等の対応や体制などについて、ご説明いたします。

資料5の「河内長野市いじめ防止等基本方針」の目次をご覧ください。基本方針は、前文としての「はじめに」で始まり、第1章として「いじめ防止等のための基本的な考え方」、第2章として「いじめ防止等の対策」、第3章として「重大事態への対処」の3部構成としております。

前文の「はじめに」におきましては、まず、いじめに対する姿勢として、「いじめは児童生徒の心や体を深く傷つけ、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険性を生じさせる可能性もある重大な人権侵害行為である」としております。

一方、平成22年の教育立市宣言により、まちづくりの柱として教育を位

置づけてから、小中一貫教育や保幼小連携による縦のつながり、そしてコミュニティスクールによる学校・家庭・地域の横のつながりを軸にして、「ふるさとのつながりによる豊かな学び」を実現し、いじめに対しても未然防止と早期発見への取組みを進めてきています。

そして、この「河内長野市いじめ防止等基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」や、国や大阪府の「いじめ防止基本方針」等の内容を踏まえ、市教育委員会・学校内でのこれまでの取組みに加え、組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携など、一層の取組みの強化を図るとともに、重大事態が生じた場合の市における対応についても、基本的な方針として策定したものです。

2 ページからの、第 3 章、「いじめ防止等の基本的な考え方」では、いじめの定義や具体的ないじめの態様について記載し、「いじめの防止等に関する基本理念」や「いじめに対する姿勢」についてまとめております。

特に、最近のいじめの特徴として増加しているインターネットやソーシャルメディアによるいじめへの対応についても、項目を立てて記載しております。

5 ページからの第 4 章、「いじめ防止等の対策」については、「市として取り組む施策」と「学校が実施する施策」に分けて記載しています。

それでは「市として取り組む施策」について説明いたします。

まず、(1) で、いじめ防止等のための組織について記載しております。これにつきましては、資料 6 で、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る組織について、図で表しています。

「いじめ防止対策推進法」第 14 条第 1 項に規定される「いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図る組織」として、これまでも、学校、教育委員会、警察、その他の関係機関・団体で構成する「河内長野市児童生徒支援広域連絡会」があり、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、情報交換及び対策の協議等は、本連絡会で実施して参ります。

また、法第 14 条第 3 項に規定される「いじめ防止のための対策を実効的に行う組織」は、教育委員会の附属機関として、専門的な知識及び経験を有する者などの第三者で構成する「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会」を、本市の条例であります、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」第 3 条に基づき設置しております。

「河内長野市いじめ防止等基本方針」の策定につきましても、教育、医療、心理、福祉、法律関係の有識者からなる本審議会からの答申を受け、市長部

局の担当である人権推進課と協議の上、まとめたものです。

また、本審議会は、法第28条1項に規定される「重大事態に係る調査機関」として、「市立学校での重大事態に係る調査を行う」組織であり、調査機関として客観的な立場に立てるよう、審議会の構成委員として本市と直接関わりの無い委員に委嘱させていただいております。

基本方針の5ページ、(2)の教育委員会の取組みをご覧ください。

本市では、これまでも学校への指導や、教職員の資質能力の向上のための研修、問題解決のための支援や相談体制の充実をしてまいりました。また、学校が実施する施策として、各学校でのいじめ防止基本方針の作成や、いじめ防止等の対策のための組織を設置するよう指導してまいりました。

学校として実施すべき取組みとして、いじめ未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処及びいじめの再発防止の3つに分けて記載しております。

特に、再発防止に向けては、「いじめた児童生徒の保護者への丁寧な説明とともに、いじめに至った背景にある問題に、協力して対応できるよう家庭との関係を構築することも必要である。」ことや、「必要に応じて警察や福祉機関、医療機関と連携した家庭への指導と支援を行う」ことについても記載しております。

第 章の重大事態への対処については、まず、重大事態の意味を記載し、法28条1項で規定されているとしています。重大事態への対処につきましては、資料6をご覧ください。

重大事態が生起した場合、教育委員会は、学校からの報告を受け、学校や、教育委員会による調査を行い、市長に報告を行います。また、総合教育会議で対応を協議することになります。

教育委員会の調査における組織は、先ほど説明申し上げました「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会」でございます。

「市長による再調査等」につきましては、人権推進課が中心となり、必要があると認められる場合に設置し、教育委員会の調査結果について再度調査を行うこととなります。この再調査については、条例により設置される市の附属機関である「河内長野市立学校いじめ問題再調査委員会」でございます。

再調査委員会につきましても、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会」の委員構成と同じく、教育、医療、心理、福祉、法律関係の有識者を予定しておりますが、「いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成する」など、当該調査の公平性・中立性を確保し、審議会とは別の第三者からなる委員構成となります。

説明が前後しますが、11ページ4の「通常の学校生活への早期復帰への対応」では、「重大事案が発生した場合は、被害児童生徒の安全確保や事後の継続的なケア、加害児童生徒に対する指導や見守りを行っていくことは言うまでもない」ことですが、「当該学校に在籍する他の児童生徒、保護者、教職員等も不安や心理的ストレスを抱えていると考えられる。」ことから、「落ち着いた学校生活を早期に取り戻すために、学校と教育委員会が連携を密にし、心理・福祉等の専門的知識を有する者の派遣や、関係諸機関に対する協力依頼など、通常の学校生活を取り戻すための対応を行う。」ことについても記載いたしました。

説明は以上です。

【小林総合政策部長】

事務局の説明は以上です。ご意見等がございましたらお願いいたします。

【和田教育長】

全国的にいじめの認知件数は増加傾向にあると聞きます。いじめは、その時の子どもたち同士の関係が大きく影響するものです。人間の集団がある限り、いじめの発生の可能性がゼロになることはないと思いますが、発生を防ぐことは可能です。各教職員が一人ひとりの子どもの様子をきちんと感じ取っていくことが大切であり、子どもには特有の脆さもあることを認識して、見守っていくことが重要です。

【嘉名委員】

福島第一原発の事故で避難している子どもが転校先でいじめにあった件について、連日報道が繰り返されてきました。実際に被害にあった子どもの気持ちを考えると、まずは再発防止が重要であると考えます。

また、発生後の検証にあたっては、先ほど説明のあった第3者機関が果たす役割も重要であり、今後その役割が問われていくところであると思います。

【藤本委員】

まずは、子どもたちに身近な教職員が、どのように子どもを受け止めていくかが重要だと思えます。子どもが出すシグナルを正しく受け止めていくよう、日々心がけていただきたいと思います。

【和田教育長】

いじめに関する報道では、学校の保守的な傾向が課題とされているものも見受けます。本市では、学校運営協議会制度で学校運営に地域の目を取り入れており、そのような傾向は低いと思います。

【澤田委員】

最近、いじめの重大事態に関する報道が多いように感じます。先日は、学校でのアンケートで本人がいじめにしていると回答しているのに、学校が十分に対応していなかったとの報道があり、学校のいじめ防止機能が十分に働いていないと感じました。

本市は十分に機能させていただいていると思いますが、今一度、各学校でしっかりと基本方針を確認いただきたいと考えます。

【島田市長】

大人社会でも最近パワーハラスメント等が話題にのぼっていますが、子どもは大人より狭い世界で生活しているため、さらに逃げ場を見つけにくいと思います。いじめの当事者同士を引き離すことも、解決に導く一つの手段だと思います。

少子化が進む中、これからはクラス替えの実施が困難な学校も出てくると思います。現在、教育委員会で学校のあり方について議論を進めていただいている中、子どもや保護者の意見を十分に踏まえつつ、いじめ防止の観点からも、複数学級を設置できる体制づくりを進めていくなどについても視野に入れていただけたらと考えます。

【和田教育長】

国においても学校の適正規模が示されているところです。そのような点も踏まえて、今後議論を進めていく必要もあると考えます。

【小林総合政策部長】

ありがとうございました。

今後、この方針のもと、市としていじめ防止の取組みを進めてまいります。万が一、いじめに関して重大な事案等が発生した場合は、総合教育会議において協議を行っていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

(3) 閉 会

【小林総合政策部長】

それではお時間となりましたので、これをもちまして、平成28年度総合教育会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。